

Q 1 4. 親から信仰上の理由により行動を制限されていますが、児童虐待に当たる場合はあるのでしょうか。また、どこに相談した方がいいですか。

児童虐待に当たるかどうかは、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されますが、保護者の信仰を理由とするものであっても、例えば、

- ・身体的暴行を加えたり、
- ・適切な食事を与えなかったり、
- ・重大な病気になっても適切な医療を受けさせなかったり、
- ・言葉によって脅迫したり、
- ・心やプライドを傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に当たる場合があります。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aは、[こちら](#)を御覧ください。

お住まいの市区町村の虐待対応部署（こども家庭課など名称は様々です。）又は管轄の児童相談所に御相談ください。